

茨城工業高等専門学校追試験実施要項

〔昭和 54 年 4 月 19 日〕
制 定

茨城工業高等専門学校学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程第 2 条第 6 項に基づき追試験の実施方法を次のように定める。

- 1 追試験を希望する者は、追試験受験願（教務係備付）に所定の事項を記入し、学級担任教員の承認を得て教務係に提出する。
- 2 教務係は、受験願を受理した時は教科担当教員及び副校長（教務主事）の承認を得て校長に上申し校長の承認を受け教科担当教員に連絡する。
- 3 教科担当教員は、校長の承認があつたときは、追試験の日時等を定め教務係に連絡する。
- 4 追試験の願出は、原則として定期試験終了後 1 週間以内とする。
- 5 追試験の実施は、原則として校長の承認後 1 週間以内とする。
- 6 特別の理由（長期欠席など）のある場合は、第 5 項、第 6 項の定めにかかわらず別に考慮することができる。

附 則

この要項は、昭和 54 年 4 月 19 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。